

第 87 期 報 告 書

平成25年1月1日から

平成25年12月31日まで

事 業 報 告
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株主資本等変動計算書
会計監査人の監査報告書謄本
監査役会の監査報告書謄本



日本精蠟株式会社

会 社 概 要

商 号 日本精蠟株式会社
(NIPPON SEIRO CO., LTD.)

創 立 昭和26年2月10日

資 本 金 11億2千万円

主 要 な 営 業 品 目
パラフィンワックス、マイクロ
クリスタリンワックス、合成ワ
ックス等その他各種誘導品およ
び重油

(徳山工場全景)



(当社は連結対象会社がないため連結計算書類は作成しておりません)

事 業 報 告 (平成25年1月1日から) (平成25年12月31日まで)

1. 当社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

1. 事業環境

当期におけるわが国経済は、欧州経済の低迷、中国をはじめとするアジア経済の成長鈍化、米国経済の回復の遅れ等不透明な状況の中、金融緩和による円安と企業業績の回復による株高に加え、消費マインドの改善もあり緩やかな回復基調となりました。一方、原油相場は米国WTI原油が90ドル/バレル台前半から100ドル/バレル台半ばで推移したのに対し、東南アジア産原油は需給の軟化を背景に110ドル/バレル台から100ドル/バレル前半まで下落したものの、年央以降は100ドル/バレル台後半で推移しました。また、円・ドル相場は年初の86円/ドル台から円安が進行し12月末には105円/ドル台をつけるに至りました。

2. 事業の経過および当期の経営方針等に基づく諸策の実施状況

このような状況の中で、当社は下記の当期経営方針およびIS09001の年度品質方針に基づき、具体的諸施策を推進し、企業価値および企業品質の一層の向上に取組んできました。その進捗状況と結果は下記のとおりです。

1) 経営方針

① 原料多様化による新たなビジネスモデルに挑戦しつつ、予算必達を目指す。

既存原料の安定確保や新規代替原料の模索に加え、製品の高品質化・高機能化に対応した最適原料の確保等に引き続き取組むとともに、円安等による原料コストの上昇分を吸収すべく効率生産、採算販売、コスト低減等に努めました。また、予算必達については後述の「3. 当期事業概況と成果」に記載のとおりです。

② 拡大するアジア市場や国内取引先のアジアシフトに対応した海外戦略の調査検討に着手する。

アジアを中心に海外戦略の調査および具体的検討に着手したところであります。

- ③ 徳山工場の再生とつくば事業所の採算向上を引き続き努力する。
徳山工場再生のための設備の合理化・効率化・省エネ・環境整備等の更新・改修工事については、概ね計画どおり進捗し、つくば事業所の分子蒸留およびエマルジョンの両事業とも計画どおり進捗しております。
- ④ 内部統制システムの構築を通じて、業務の効率化、コンプライアンス、ISOの維持、適切なリスク管理を行う。
リスク・コンプライアンス事項の見直しや各部門の内部監査をはじめISOの継続的改善活動、内部統制監査および業務・制度監査は計画どおり実施いたしました。
- ⑤ 安全および環境に注意を払いつつ、製造・販売を通じて、コスト・収益意識を高める。
平成24年2月の出火事故を教訓とし、2月2日を「安全の日」に制定し、技術・工程教育、保安・防災教育および訓練を実施するなど、一層の安全操業に注力いたしました。
- ⑥ 新たな中期経営計画（NS2015）を策定する。
具体的検討に着手した海外プロジェクトの進捗を見極めたうえで新中期経営計画（NS2016）を策定する予定ですが、初年度目標は平成26年度経営方針・業績想定として後述の「(8) 対処すべき課題」に掲げております。

2) ISO9001の年度品質方針

- 日本精蠟はワックスのスペシャリストとして、お客様のニーズに応え、安心してご使用いただける製品・サービスを提供し続けます。
- ① 品質マネジメントシステムの維持管理および継続的改善に努め、更なるお客様満足度の向上を図ります。
 - ② 子会社の品質マネジメントシステムを定着化していくことで、組織全体で、より高品質な製品づくりを推進します。
 - ③ お客様のご要望に応えるため、品質の向上、新規案件の開発、環境に配慮した製品づくりを目指します。

以上のISO9001の年度品質方針の取組みについては、その具体的行動指針および各部門の品質目標実施計画に基づき、四半期毎の活動状況の品質監査を実施する等継続的なマネジメントレビューを推進し、目標は概ね計画どおり進捗しました。

3. 当期事業概況と成果

ワックス販売は、国内販売では汎用品の低迷が続いたものの輸出販売が前期の出火事故による減産・減販から回復し、前期に比較して販売数量では6,553トン増の71,572トン、販売高では1,815百万円増の17,853百万円の実績となりました。このうち、国内販売が販売数量では23トン減の34,004トン、販売高では112百万円増の11,136百万円となり、輸出販売が販売数量では6,577トン増の37,567トン、販売高では1,703百万円増の6,717百万円となりました。

一方、重油販売は火力発電用需要が第2四半期以降低調に推移し、前期に比較して販売数量では64,917キロリットル減の288,330キロリットル、販売高では2,343百万円減の21,519百万円の実績となりました。また、その他仕入商品販売では前期に比較して5百万円減の171百万円の実績となりました。

これにより、前期に比較して売上高では533百万円減の39,543百万円の実績となり、利益面では円安等による原料コストの上昇に加え棚卸資産評価損等の影響があつたものの、固定費の削減とワックス価格の改定に努めた結果、営業利益で8百万円増の299百万円、経常利益で62百万円増の275百万円、当期純利益では保険金収入の減少により252百万円減の389百万円の利益となりました。

なお、当期の株主配当につきましては中間配当で普通配当として1株につき5円、期末配当で普通配当として1株につき5円を予定し、年間配当は1株につき10円を予定しております。

4. 当期事業概況のまとめ

生産および販売の状況は以下のとおりです。

<生産>

	前 期	当 期	増 減
原料受入量 (kℓ)	402,859	398,352	△ 4,506
実処理量 (kℓ)	369,167	400,363	31,196
ワックス (t)	60,704	65,071	4,366
重油 (kℓ)	264,817	291,388	26,572

<販売>

	前 期		当 期		増 減	
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
ワックス 国内	34,027	11,024	34,004	11,136	△ 23	112
輸出	30,990	5,013	37,567	6,717	6,577	1,703
合計	65,018	16,038	71,572	17,853	6,553	1,815
重油	353,247	23,862	288,330	21,519	△64,917	△ 2,343
その他仕入商品		176		171		△ 5

- (注) 1. 国内販売には輸入合成ワックスを含んでおります。
 2. ワックス数量単位はton、重油数量単位はkℓ、金額は百万円単位で記載しております。

(2) 主要な事業内容

当社はワックスの専業メーカーとして、石油ワックス、各種ワックスおよび重油の製造・加工・販売を主たる事業としております。

(主要な営業品目)

パラフィンワックス、マイクロクリスタリンワックス、合成ワックス等その他各種誘導品および重油

(3) 主要な営業所および工場ならびに従業員の状況

1. 主要な営業所および工場

本 社	東京都中央区京橋二丁目 5 番18号 京橋創生館10階
徳山工場	山口県周南市大字大島850番地
大阪支店	大阪府大阪市北区西天満二丁目 6 番 8 号 堂ビル 7 階
開発研究センター	山口県周南市大字大島850番地
(同 分 室)	茨城県稻敷郡阿見町大字吉原3580-2
つくば事業所	茨城県稻敷郡阿見町大字吉原3580-2

2. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
237名	2名減	39歳9ヶ月	17年5ヶ月

(注) 従業員数は、臨時社員と派遣社員および当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人数であります。

(4) 主要な借入先および借入額

借入先	借入残額(百万円)
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,835
株式会社広島銀行	2,815
株式会社みずほ銀行	2,800
株式会社山口銀行	2,255
株式会社西京銀行	1,822

(5) 資金調達および設備投資の状況

1. 資金調達の状況

設備資金および運転資金につきましては、自己資金および金融機関よりの借入金をもって充当し、増資、社債発行などによる資金調達は行っておりません。

2. 設備投資の状況

当期に実施した設備投資の総額は716百万円であり、徳山工場関係の既存設備全般の更新および改修工事695百万円、つくば事業所関係21百万円であります。

(6) 財産および損益の状況

区分	平成22年度 第84期	平成23年度 第85期	平成24年度 第86期	平成25年度 第87期
売上高(百万円)	32,648	37,003	40,077	39,543
経常利益(百万円)	2,523	2,948	212	275
当期純利益(百万円)	1,516	1,738	641	389
1株当たり当期純利益	69円64銭	85円76銭	31円84銭	20円90銭
総資産(百万円)	27,343	31,443	30,635	30,600
純資産(百万円)	9,117	11,027	11,316	10,919

(7) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、ユーロ圏および中国の成長減速懸念に加え原油相場や為替相場の動向、消費税率引き上げによる国内景気の動向等引き続き不透明な状況が続くものと予想されます。とりわけ、当社においては、ワックスの海外需要の動向に加え、為替と原油相場の先行きやワックス生産に最適な東南アジア産原油のタイト化傾向と国内消費優先を強める産油国の動向等が引き続き懸念されます。

このような状況を踏まえ、平成26年度の経営方針および品質方針を以下のとおり定め、企業価値および企業品質の一層の向上に全力を傾注してまいります。

1. 経営方針

① 財務体質の改善を図る。

予算必達による配当継続、借入金の削減、在庫の適正化、資本の充実等を行う。

② 事業環境の変化に対応できるビジネスモデルの構築およびその推進を行う。

原料構成を見直し最適生産による収益性の追求およびグローバル人材の育成を図りアジア市場を取り込むための製販体制を実現する。

③ 信頼される企業運営を通じて社会貢献を実現する。

安全操業、環境保全、コンプライアンスの徹底を図る。

2. 品質方針

日本精蠟はワックスのスペシャリストとして、お客様のニーズに応え、安心してご使用頂ける製品・サービスを提供し続けます。

- ① 品質マネジメントシステムの維持管理および継続的改善に努め、更なるお客様満足度の向上を図ります。
- ② 子会社の品質管理活動を支援するとともに、組織全体でより製品の効率・最適化を推進します。
- ③ お客様のご要望を的確に把握し、品質改善、用途展開、環境に配慮した製品づくりを目指します。

通期の業績につきましては、売上高34,300百万円、営業利益500百万円、経常利益400百万円、当期純利益200百万円を見込み、株主配当は年間配当で1株につき10円（中間配当で5円、期末配当で5円）を予定しております。しかし、前述のとおり経営環境の先行きは不透明で業績予測は困難なため、業績想定の根拠数値は作成時点で入手可能な情報と過去の実績、傾向を参考に算出しておりますことをあらかじめご了承賜りますようお願いいたします。

株主の皆様におかれましては、諸事情ご賢察のうえ引き続き変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項

1. 取締役および監査役（平成25年12月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
* 吉田 泰邦	代表取締役会長	
* 井上 寛	代表取締役社長	
* 齊藤 俊雄	取締役副社長 製造部・環境工務部・技術部管掌	
* 西田 重信	取締役副社長 国際部・品質管理部・業務部管掌	
* 東 照二	専務取締役 販売開発部・開発研究センター管掌	
* 細田 八朗	常務取締役 総務部・経理部・企画管理部管掌 兼 総務部長	
* 関谷 正	取締役 販売開発部長 兼 つくば事業所長	
* 安藤 司	取締役 国際部長	
* 福間 芳彦	取締役 徳山工場長 兼 製造部長	
* 花崎 学	取締役 徳山副工場長 兼 環境工務部長	
秋山 義一	常勤監査役	
新井田 勝雄	常勤監査役	社外監査役
田澤 繁	社外監査役	弁護士

- (注) 1. 当社は執行役員制度を導入しており、*印の各氏は執行役員を兼務しております。
2. 監査役の新井田勝雄および田澤 繁の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、監査役の田澤 繁氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出ております。
3. 当社と田澤 繁氏がパートナーとして兼職する柏木・田澤法律事務所との間に重要な取引関係はありません。
4. 監査役の秋山義一氏は監査役就任まで当社の経理部長職にあり、また監査役の新井田勝雄氏は、他の会社の財務・会計を担当する役員経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役の田澤 繁氏は、弁護士として企業法務に精通しております。
5. 取締役以外の執行役員は、次のとおりであります。
 執行役員 山本 益司（品質管理部長）
 執行役員 曽根 一人（技術部長）

2. 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	11名	230百万円
監査役	3名	21百万円
(内、社外監査役 2名		12百万円)
合計	14名	252百万円

(注) 1. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、各取締役の職責および業績等を考慮して決定するものとしております。その決定方法は、株主総会において決議された年額報酬の範囲内において、取締役の個別の報酬を取締役会にて決定しております。監査役の個別の報酬は、監査役会で協議のうえ決定しております。

2. 定時株主総会決議に基づく取締役の年額報酬は270百万円以内、監査役の年額報酬は36百万円以内であります。

3. 当事業年度中の取締役および監査役の異動

平成25年3月28日開催の定時株主総会終結の時をもって取締役 渡口勝彦氏は退任いたしました。

4. 社外監査役に関する事項

① 取締役会および監査役会への出席状況

当期中に取締役会は14回および執行役員会は12回、監査役会は8回開催され、新井田勝雄氏および田澤 繁氏は全ての取締役会・執行役員会、監査役会に出席いたしました。

② 取締役会および監査役会における発言状況

社外監査役の各氏は、取締役会において内部統制の運用状況および業務執行状況のほか、付議事項全般にわたり質問・意見を述べました。また、監査役会において取締役・使用人の職務執行の監査および内部監査体制の整備・内部監査実施状況等経営全般に係わる諸問題についての質問・意見を述べました。

③ その他の活動状況

研修会や社内の重要会議への出席や代表取締役および内部監査部門と意見交換会を定期的に開催する等経営の健全性の確保のための活動に取組みました。

5. 前各号に掲げるもののほか役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 株式に関する事項（平成25年12月31日現在）

1. 株式の状況

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 89,600,000株 |
| ② 発行済株式総数 | 22,400,000株（自己株式4,925,412株を含む） |
| ③ 当期中に増加した株式数 | 該当事項はありません。 |
| ④ 株主数 | 2,367名 |

2. 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
株式会社エー・ティ・エス	1,410	8.07
三菱商事株式会社	1,120	6.41
神田成二	670	3.83
三菱UFJ信託銀行株式会社	550	3.14
株式会社西京銀行	513	2.93
山九株式会社	450	2.57
株式会社サイカソシテム	350	2.00
安藤バラケミー株式会社	310	1.77
徳機株式会社	300	1.71
株式会社広島銀行	290	1.66
計	5,964	34.13

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

2. 当社は、自己株式4,925,412株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. その他株式に関する重要な事項

- ① 自己株式の取得（会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得）

当社は、経済環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、平成25年6月17日開催の取締役会決議に基づき、普通株式2,511,000株の自己株式を総額647,838,000円で取得いたしました。
- ② 主要株主であった株式会社エー・ティ・エスは、議決権の所有割合の減少により、主要株主に該当しないこととなりました。

(3) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 当期中に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額
31百万円

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額
31百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. その他子会社を含む監査に関する事項

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 会社の体制および方針に関する事項

(1) 業務の適正を確保する体制

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は取締役会規則・細則に基づき、毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ② 取締役会は取締役会規則・細則等の付議事項に関する関係規定を整備し、当該関係規定に基づき、当社の業務執行を決定する。
 - ③ 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は担当業務の執行状況を四半期毎に取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
 - ④ 当社は監査役会設置会社である。各監査役は監査役会が定めた監査役会規則および監査役監査基準等に基づき、取締役会をはじめ重要会議に出席するほか、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務の執行の監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る文書および情報を、法令および「社規管理規程」「文書取扱規程」等の関係諸規定の定めに従い、適切に記録・保存・管理する。
- ② 前項の文書および情報は、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
- ③ 法令および証券取引所の規則等に定める開示事項は、適時適切な開示に努める。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は事業の継続性確保のためリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ② 全社的リスク管理の所管部門である企画管理部は、各部門のリスク管理体制の整備を支援するとともに、全社的なリスクの把握およびその取組状況を監査し、その監査結果を適時取締役会に報告する。
- ③ 各部門の長および使用人は自部門のリスク管理体制を適宜整備・改善するとともに、自部門に内在するリスクの洗い出しを定期的に実施し、そのリスクの軽減に努める。
- ④ 工場の安全および環境整備に関しては、認証取得した環境マネジメントシステムのほか、安全対策のための基本方針および事故発生時の対策措置について定めた「安全対策本部規程」等に基づき、適宜整備・改善に努める。

4. 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離および権限と責任の明確化を図るために執行役員制度を導入し、取締役会は経営戦略・方針の決定および業務執行の監督等高度な経営判断に専念し、執行役員会は業務執行機能の役割を明確化し、業務執行の迅速な対応に努める。執行役員の任命および業務分担は取締役会の決議により決定する。
 - ② 取締役会および執行役員会は毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
 - ③ 取締役会は中期経営計画および年次経営目標を策定し、取締役および執行役員はその達成に向けて業務を遂行するとともに、四半期毎に業務の進捗状況の実績管理を実施し取締役会および執行役員会に報告する。
5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 使用人は法令および従業員就業規則のほか関係諸規定に基づき、法令遵守・企業倫理に則った行動のもと業務の執行にあたり、各部門は職制を通じて業務執行の徹底と監督を行うものとする。
 - ② 企画管理部をコンプライアンスおよび内部監査の担当部とし、「内部監査規程」に基づき各部門の業務監査・制度監査および内部統制監査を実施し、不正の発見、防止およびその改善を図るとともに、その監査結果を定期的に取締役会に報告する。
 - ③ 企画管理部と総務部は連携してコンプライアンスの周知徹底を図るために定期的に社員研修を実施する。
 - ④ 違法行為等によるコンプライアンスリスクの最小化を図るために、コンプライアンスに関する内部通報制度等の整備・構築を図る。
6. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社の非連結子会社2社の経営については、子会社の自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告および重要案件の事前協議を実施する等適正な子会社管理に努める。
 - ② 当社の取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、当社の監査役は子会社の業務執行状況を監査する。
 - ③ 子会社は当社との連携を図り、内部統制システムの整備を図る。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用者は配置していないが、監査役からの要請ある場合は監査役の職務補助のため監査役スタッフを置くものとする。

8. 前号の使用者の取締役からの独立性に関する事項

前号の要請ある場合は監査役スタッフの独立性を確保するため、当該使用者の人事に係る事項の決定には事前に監査役会の同意を得ることとする。

9. 取締役、執行役員および使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役、執行役員および使用者は、監査役の求めに応じて業務執行状況を報告する。

② 取締役は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合は発見次第直ちに監査役会に報告する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役と代表取締役は適宜会合をもち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深めるよう努める。

② 監査役会は代表取締役および取締役会に対し、監査方針および監査計画ならびに監査の実施状況・結果について適宜報告する。

③ 監査役会は内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。

④ 監査役会は会計監査人と適宜会合をもち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

(2) 会社の財務および事業の方針の決定を支配するものの方針に関する基本方針
特記すべき事項はありません。

(注) 本事業報告に記載の数量、金額、持株数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

平成25年12月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流 動 資 産	16,037	流 動 負 債	11,681
現 金 及 び 預 金	350	支 払 手 形	3
受 取 手 形	84	買 掛 期 借 入	1,109
壳 掛 金	4,817	短 期 借 入	7,120
商 品 及 び 製 品	6,152	1年内返済予定の長期借入金	1,539
原 材 料 及 び 貯 藏 品	4,168	リ 一 ス 債	17
前 払 費 用	142	未 払 費 用	67
繰 延 税 金 資 産	173	未 払 法 人 税	228
そ の 他	153	未 払 消 費 税	47
貸 倒 引 当 金	△5	預 賞 与 繕 修 繕 引 当	458
固 定 資 産	14,563	設備関係支 払 手 形	35
有 形 固 定 資 產	13,848	そ の 他	163
建 物	869	固 定 負 債	8,000
構 築 物	927	長 期 借 入 金	4,337
機 械 及 び 装 置	2,260	リ 一 ス 債	25
船 舶・車 輛 及 び 運 搬 具	157	繰 延 税 金 負 債	19
工 具、器 具 及 び 備 品	75	再評価に係る繰延税金負債	3,053
土 地	9,419	退 職 給 付 引 当 金	98
リ 一 ス 資 產	18	長 期 未 払 金	466
建 設 仮 勘 定	120	負 債 合 計	19,681
無 形 固 定 資 產	219	純 資 產 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	178	株 主 資 本	5,311
リ 一 ス 資 產	21	資 本 本 金	1,120
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	13	資 本 剰 余	14
そ の 他	5	資 本 準 備	14
投 資 そ の 他 の 資 產	496	利 益 剰 余	5,423
投 資 有 価 証 券	338	利 益 準 備	265
関 係 会 社 株 式	58	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,157
従 業 員 長 期 貸 付 金	0	固 定 資 產 圧 縮 積 立 金	67
長 期 前 払 費 用	42	別 途 積 立 金	920
そ の 他	56	繰 越 利 益 剰 余 金	4,169
資 產 合 計	30,600	自 己 株 式	△1,245
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,607
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	40
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,566
		純 資 產 合 計	10,919
		負 債 純 資 產 合 計	30,600

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

平成25年1月1日から
平成25年12月31日まで

			百万円
売 上 高			39,543
売 上 原 価			36,971
売 上 総 利 益			2,572
販売費及び一般管理費			2,273
當 業 利 益			299
當 業 外 収 益			
受 取 利 息 配 当 金			7
受 取 貸 貸 料			228
為 替 差 益			115
雜 収 入			68
當 業 外 費 用			420
支 払 利 息			204
固 定 資 產 貸 費 用			197
雜 支 出			42
經 常 利 益			444
			275
特 別 利 益			
受 取 保 険 金			505
特 別 損 失			505
火 災 損 失			48
固 定 資 產 除 却 損			17
関 係 会 社 株 式 評 価 損			12
税 引 前 当 期 純 利 益			703
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			246
過 年 度 法 人 税 等			54
法 人 税 等 調 整 額			12
当 期 純 利 益			389

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

平成25年1月1日から
平成25年12月31日まで

資本金	株 主 資 本							
	資本剰余金		利 益 剰 余 金					
	資本準備金	資本剰余金合計	利 潟 準 備 金	その 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計	
当期首残高	百万円 1,120	百万円 14	百万円 14	百万円 265	百万円 74	百万円 920	百万円 3,960	百万円 5,221
当期変動額								
剰余金の配当							△187	△187
固定資産圧縮積立金の取崩					△7		7	—
当期純利益							389	389
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								—
当期変動額合計	—	—	—	—	△7	—	209	202
当期末残高	1,120	14	14	265	67	920	4,169	5,423

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	百万円 △598	百万円 5,757	百万円 △7	百万円 5,566	百万円 5,559	百万円 11,316
当期変動額						
剰余金の配当		△187				△187
固定資産圧縮積立金 の取崩		—				—
当期純利益		389				389
自己株式の取得	△647	△647				△647
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	48	—	48	48
当期変動額合計	△647	△445	48	—	48	△397
当期末残高	△1,245	5,311	40	5,566	5,607	10,919

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。)

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

月次移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

機械及び装置については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物 10年～50年

機械及び装置、車輌及び運搬具 2年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金、受取手形等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与にあてるため、次期支給見込額のうち当期間対応分を計上しております。

(3) 修繕引当金

製造設備の定期修繕に要する支出見込額のうち、当事業年度に負担すべき費用を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、直近の年金財政計算上の数理債務から年金資産を控除した額に相当する金額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。為替予約が付されている外貨建金銭債務等については振当処理の要件を満たしている場合、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債務等、借入金

(3) ヘッジ方針

市場リスクを受ける資産、負債の範囲内で取引を行っており、資産及び負債が負う為替変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的で行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後の相場変動またはキャッシュ・フローの変動による相関関係が確保されているため、その判定をもって有効性の判定に代えております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

イ. 担保に供している資産

建物	631百万円
構築物	878百万円
機械及び装置	1,865百万円
工具、器具及び備品	42百万円
土地	6,784百万円
計	10,202百万円

ロ. 担保に係る債務

2. 割賦払いにより所有権が留保されている資産及び未払金残高

イ. 割賦払いにより所有権が留保されている資産

機械及び装置	375百万円
船舶・車輌及び運搬具	0百万円
工具、器具及び備品	8百万円
計	383百万円

ロ. 未払金残高

3. 有形固定資産の減価償却累計額

なお、上記には減損損失累計額が含まれております。

4. 偶発債務

連帯債務のうち、他の連帯債務者負担額	468百万円
--------------------	--------

5. 関係会社に対する金銭債権、債務

イ. 短期金銭債権	111百万円
ロ. 短期金銭債務	132百万円

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

イ. 再評価の方法……………土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布政令第119号）第3号、第4号及び第5号の規定により算出。

- ロ. 再評価を行った年月日……平成12年12月31日
 ハ. 再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額…………△3,102百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引高	売上高	10百万円
	仕入高	1,583百万円
	販売費及び一般管理費	10百万円
営業取引以外の取引高		215百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
(発行済株式) 普通株式	22,400,000	—	—	22,400,000
(自己株式) 普通株式	2,414,412	2,511,000	—	4,925,412

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年3月28日 定時株主総会	普通株式	99	5円00銭	平成24年 12月31日	平成25年 3月29日
平成25年7月30日 取締役会	普通株式	87	5円00銭	平成25年 6月30日	平成25年 9月9日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年3月28日開催の定時株主総会に次のとおり付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生 予定期
平成26年 3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	87	5円00銭	平成25年 12月31日	平成26年 3月31日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の原因別の主な内訳

繰延税金資産	百万円
未払事業税等	18
賞与引当金	13
退職給付引当金	35
減損損失	2
投資有価証券評価損	53
たな卸資産評価損	75
修繕引当金	61
その他	13
計	274
評価性引当額	△61
繰延税金資産合計	213
<hr/>	
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△37
その他有価証券評価差額金	△22
繰延税金負債合計	△59
繰延税金資産の純額	153

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブ取引は、外貨建金銭債務等の為替変動リスクを回避するため、及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとに取引限度額を設定するとともに、取引状況に異常がないことを確認しております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する株式であり、定期的に時価を把握しております。

営業債務である買掛金は、支払期日が全て1年以内であります。外貨建ての買掛金は為替の変動リスクに晒されておりますが、一部については変動リスクを回避するために、個別契約ごとにデリバティブ取引（為替予約取引）をヘッジ手段として利用しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。外貨建ての借入金は為替の変動リスクに、変動金利の借入金は金利変動リスクに晒されておりますが、一部については変動リスクを回避するために、個別契約ごとにデリバティブ取引（為替予約取引及び金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

ヘッジの有効性の評価方法については、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

デリバティブ取引については、取引権限を定めた社内規程に従い、経理部が執行管理しております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、取引のある金融機関とのみ行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 売掛金	4,817	4,817	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	253	253	—
(3) 買掛金	(1,109)	(1,109)	—
(4) 短期借入金	(7,120)	(7,120)	—
(5) 長期借入金	(5,876)	(5,887)	△11
(6) デリバティブ取引	—	—	—

（＊）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（1）売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）投資有価証券

これらの時価は取引所の価格によっております。

（3）買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）長期借入金

長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金（1,539百万円）を含んでおります。

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

なお、変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記（6）参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利

金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(5)参照）。

- (注2) 非上場株式（貸借対照表計上額84百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(2)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(持分法損益等に関する注記)

関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	624.86円
2. 1株当たり当期純利益	20.90円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

退職給付会計

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項（平成25年12月31日）

イ 退職給付債務	△1,010百万円
ロ 年金資産	912
ハ 退職給付引当金	△98

（注）退職給付債務の算定にあたっては、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用の内訳（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

イ 勤務費用	△29百万円
ロ 退職給付費用	△29

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は、簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年2月12日

日本精蠟株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 賢一㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮下 豪㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本精蠟株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である企画管理部等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上のようにして監査報告書及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上のようにして監査報告書及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人・新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年2月13日

日本精蠟株式会社 監査役会
常勤監査役 秋山義一 印
常勤監査役 新井田勝雄 印
(社外監査役)
社外監査役 田澤繁 印
以上

以 上

株主メモ

事業年度

1月1日～12月31日

期末配当金受領株主確定日

12月31日

中間配当金受領株主確定日

6月30日

定期株主総会

毎年3月

株主名簿管理人

特別口座の口座管理機関

三菱UFJ信託銀行株式会社

同連絡先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号

TEL 0120-232-711 (通話料無料)

上場証券取引所

公告の方法

東京証券取引所

電子公告により行う。

公告掲載URL <http://www.seiro.co.jp>

(ただし、電子公告によることができない事故、
その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店でもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

本 社 〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目5番18号

電話 (03) 3538-3061 (代表)

徳山工場 〒745-0803 山口県周南市大字大島850番地

電話 (0834) 84-0334 (代表)

大阪支店 〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満二丁目6番8号

電話 (06) 6365-5685 (代表)

開発研究センター 〒745-0803 山口県周南市大字大島850番地

電話 (0834) 84-0339 (代表)

(分室) 〒300-1155 茨城県稲敷郡阿見町大字吉原3580-2

電話 (029) 829-5050 (代表)

つくば事業所 〒300-1155 茨城県稲敷郡阿見町大字吉原3580-2

電話 (029) 829-5050 (代表)

当社ホームページアドレス

<http://www.seiro.co.jp>

【株式に関するお手続きについて】

○特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
<input type="checkbox"/> 特別口座から一般口座への振替請求 <input type="checkbox"/> 単元未満株式の買取請求 <input type="checkbox"/> 住所・氏名等のご変更 <input type="checkbox"/> 特別口座の残高照会 <input type="checkbox"/> 配当金の受領方法の指定（*）	特別口座の 口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 TEL 0120-232-711（通話料無料）
<input type="checkbox"/> 郵送物等の発送と返戻に関するご照会 <input type="checkbox"/> 支払期間経過後の配当金に関するご照会 <input type="checkbox"/> 株式事務に関する一般的なお問合せ	株主名簿管理人	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> [手続き書類のご請求方法] <input type="checkbox"/> 音声自動応答電話によるご請求 0120-244-479（通話料無料） <input type="checkbox"/> インターネットによるダウンロード http://www.tr.mufg.jp/daikou/ </div>

(*) 特別口座に記録された株式をご所有の株主様は配当金の受領方法として株式数比例配分方式はお選びいただけません。

○証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
<input type="checkbox"/> 郵送物等の発送と返戻に関するご照会 <input type="checkbox"/> 支払期間経過後の配当金に関するご照会 <input type="checkbox"/> 株式事務に関する一般的なお問合せ	株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 TEL 0120-232-711（通話料無料）
<input type="checkbox"/> 上記以外のお手続き、ご照会等		口座を開設されている証券会社等にお問合せください。